

お詫びと訂正のお願い

東京法令出版株式会社

この度は、『平成二六年新版 防火管理六法』『平成二六年新版 消防基本六法』をご購読いただきまして、厚く御礼申し上げます。  
さて、本書に誤りがございました。深くお詫び申し上げますとともに、誠に手数ではございませんが、以下のとおり訂正してご使用いただきますようお願い申し上げます。

一五六二ページ 上段 7行目

正	誤
第五章の二 屋外催しに係る防火管理（ <u>第四十二条</u> ） 第四十二条の三）……………一五九四	第五章の二 屋外催しに係る防火管理（ <u>第四十二条</u> ） 第四十二条の三）……………一五九四

一五九四ページ 下段 後ろから9行目

正	誤
（ <u>屋外催しに係る防火管理</u> ） <b>第四十二条の三</b> 前条第一項の指定催しを主催する者は、同項の指定を <b>第四十二条の三</b> 前条第一項の指定催しを主催する者は、同項の指定を	（ <u>屋外における催しの防火管理</u> ） <b>第四十二条の三</b> 前条第一項の指定催しを主催する者は、同項の指定を <b>第四十二条の三</b> 前条第一項の指定催しを主催する者は、同項の指定を

一五九七ページ 上段 2行目

誤	正
<b>第五〇条</b> 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。	<b>第五〇条</b> 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。 2  法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。